静岡県社会福祉協議会

令和2年(2020年)4月 🔪 令和7年(2025年)3月

聚要版



近年、福祉の各分野において制度の整備が進んだ一方で、8050問題に象徴される地域社会 からの孤立など、制度を超えた複雑で複合的な課題を抱える人々が増加し大きな課題となって おり、これらの状況に対応すべく、国においては、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりや 包括的な支援体制の整備実現を目指す更なる施策展開や法改正が進められています。

加えて、少子高齢化と人口減少時代を迎え、社会保障財源や福祉人材の確保、度重なる大規 模災害への対応などが、喫緊の課題となってきております。

地域福祉推進を図る社会福祉協議会としても、これらの動向を見据えた対応が求められてい ます。

また、通称SDGsは『誰一人取り残さない』を理念に掲げ、「持続可能な地域づくり」を全地域 共通の目標とするもので、地方創生を含め様々な分野で活用されており、「地域共生社会」の実 現に向けて連携した取り組みが求められています。

このような情勢を踏まえ、静岡県社会福祉協議会では計画的・総合的に地域福祉の推進を図 るため「第四次活動推進計画」の見直しを行い、令和の時代を切り拓く「第五次活動推進計画」 (令和2年(2020年)4月~令和7年(2025年)3月)を策定いたしました。



1 第五次活動推進計画の背景と基本理念

┃本県における地域福祉を取り巻く現状と課題

最も大きな課題は人口減少への対応	現在 364 万人 ⇒2025 年 推計 348 万人 (約 16 万人減少)
超高齢社会への対応	一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の増加 ⇒日常生活を支える仕組みづくり
価値観の多様化や地域のつながりの希薄化	社会的孤立、地域の福祉力が脆弱化 ⇒福祉教育、地域づくり(多分野連携)
課題の複合化・複雑化、制度の狭間	各分野の関係機関の連携が必要(包括的な 支援体制の整備、協働の中核機能)
福祉・介護人材の安定的な確保 (2025 年の介護職員 8 千人不足)	イメージアップ、高齢者・外国人の介護人材 確保 等

誰一人取り残さない社会の形成と

高齢者、障害者、女性、外国人など、これまで以上に多様な人材の活躍が不可欠



めざす社会の姿「地域共生社会の実現」

制度・分野の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現

基本理念

地域共生社会の実現をめざし、 多様な主体の参画による地域福祉を推進します。

※基本理念とは、組織の姿勢や進むべき方向性を明確化するものである。(組織の存続原点、使命)

▍地域福祉の推進を目的とする県社協の役割(機能)

1 広域機能

社会全体として取り組んでいくべき重要な課題や、市町段階では容易に取り組めないような困難性の高い課題への対応

3 政策提言·連絡調整機能

地域間格差を解消していくような情報提供 と調整、情報共有の場づくり、政策提言

2 専門機能

地域における利害調整等を行う「第三者 機関」の役割や、単独の事業体では完結 できないような専門的な課題への対応(経 営支援、人材確保・育成)

4 情報提供機能

全国各地の情報や新たな課題への対応事例、そのノウハウなどを収集し、提供

計画推進期間:令和2年(2020年)4月~令和7年(2025年)3月の5年間

大切にする 視点

- ・誰一人取り残さない(no one will be left behind)
- ・「SDGs(持続可能なI7の開発目標)」(貧困、保健、教育、ジェンダーなど)
- •5つの特徴: 普遍性、包摂性、参画型、統合性、透明性

基本目標 地域福祉を支える仕組みづくり

地域共生に資する住民主体の地域力強化及び包括的な支援体制の構築を、広域的な見地から推進します

実施目標 | 住民主体による地域力の強化を推進します

- ・推進事項 | 地域住民が支え合う地域づくりの推進
- ・推進事項2 地域福祉教育及びボランティア・市民活動の推進

1 1 100 | 3 10000 | 4 10000 | 10 10000 | 11 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10 10000 | 10

実施目標2 多機関協働による包括的な支援体制の構築を支援します

- ・推進事項」包括的支援体制の構築に向けた相談支援事業の実施支援
- ・推進事項2 意思決定支援を主体とした権利擁護の推進

実施目標3地域共生の基盤となる市町社協を支援します

- ・推進事項 | 市町社協相互の連絡調整及び基盤強化
- ・推進事項2 人材確保と専門性向上の推進
- ・推進事項3 社会福祉法人等と協働した地域公益活動の推進



基本目標2 地域福祉を支える組織・人づくり

地域共生に資する福祉サービスの質の向上及び福祉・介護人材の確保・育成支援を推進します

実施目標 | 社会福祉事業者等を支援します

- ・推進事項 | 自主的、自立的な法人経営、施設運営に向けた支援
- ・推進事項2 地域における公益的な取組の推進
- ・推進事項3 社会福祉関係団体への支援



実施目標 2 福祉サービスの担い手の確保と育成を支援します

- ・推進事項 | 福祉サービスの担い手の確保と定着に向けた支援
- ・推進事項2 福祉業界・仕事の魅力発信
- ・推進事項3 質の高い人材の育成支援



基本目標3 災害福祉支援体制づくり

地域共生に資する総合的な福祉救援活動の体制整備を平時から推進します

実施目標 | 災害に備えた支援体制を構築します

- ・推進事項 | 静岡県災害ボランティア本部・情報センターの機能強化
- ・推進事項2 静岡県災害福祉広域支援ネットワークの機能強化及び社会福祉事業者の防災対策支援

実施目標 2 災害時の市町社協を支援します

- ·推進事項| 市町社協運営支援
- ・推進事項2 被災者への生活支援



基本目標4 地域福祉を支える県社協の基盤づくり

地域共生に資する県域の地域福祉推進の中核として、基盤づくりを推進します

実施目標 | 組織・経営強化を図ります

- ・推進事項 | 組織体制の強化
- ・推進事項2 経営基盤の強化
- ・推進事項3 広報力の強化

3 interes 5 interes 8 interes 16 interes 17 interes 2

実施目標2「人財」育成を図ります

・推進事項 | 安心して働ける職場づくり



3 SDGs (持続可能な開発指標)と第五次活動推進計画の関係

- 1 持続可能な社会の実現を目指し、2015 年 9 月の国連サミットで全会一致で採択された「SDGs」では、2030 年に向けて、すべての国々に普遍的に適用される 17 の目標に基づき、経済・社会・環境をめぐる広範な課題への統合的な取組が求められています。
- ② 第五次活動推進計画に掲げる基本目標に基づく取組の推進が、誰一人取り残さない社会形成等の SDGs の目標につながります。



【SDGs の目標(一部)

- ①貧困(あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ)
- ②保健(あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する)
- ③教育(すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する)
- ④ジェンダー(ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る)
- ⑤成長・雇用(生産的な完全雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を推進する)
- ⑥平和(持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進)
- ⑦実施手段(持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化 する)

第五次活動推進計画基本目標	①貧困	②保健	③教育	④ジェンダー	⑤成長•雇用	⑥平和	⑦実施手段
①地域福祉を支える仕組みづくり	0	0	0	0	0	0	0
②地域福祉を支える組織・人づくり		0	0	0	0	0	0
③災害福祉支援体制づくり		0		0		0	0
④地域福祉を支える県社協の基盤づくり		0		0	0		0





社会福祉 静岡県社会福祉協議会